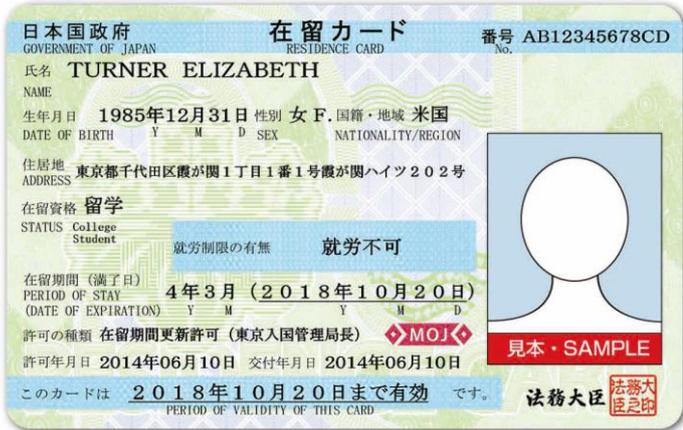


「在留カード」はどういうカード？

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

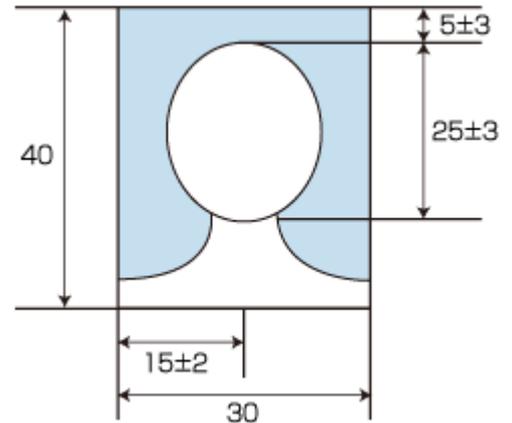
※ 在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

(カード表面)



在留カードの交付を伴う各種申請・届出には次の規格の写真が必要となります

(単位：ミリメートル)



(カード裏面)



- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の日前3か月以内に撮影されたもの

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

※ 申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

在留カードには「有効期間」があります

在留カードの有効期間は、次のとおりです。

永住者

16歳以上の方
16歳未満の方

交付の日から7年間
16歳の誕生日まで

永住者以外

16歳以上の方
16歳未満の方

在留期間の満了日まで
在留期間の満了日又は
16歳の誕生日のいずれかはやい日まで

新制度後は手続きの場所が変わります

○住居地の（変更）届出 ・ ・ ・ ・ 市区町村の窓口で

・新たに来日された方

出入国港において在留カードが交付された方（注）は、住居地を定めてから14日以内に、**在留カードを持参**の上、住居地の**市区町村の窓口**でその住居地を法務大臣に届け出てください。

（注）旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続きをしてください。

* 在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった方についても、同様に、住居地の届出が必要になります

・引っ越しをされた方

中長期在留者の方が、住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、**在留カードを持参**の上、移転先の**市区町村の窓口**でその住居地を法務大臣に届け出てください。



○住居地以外の（変更）届出 ・ ・ ・ ・ 地方入国管理局窓口で

地方入国管理官署において、次の届出・申請をしていただく際には、**旅券、写真及び在留カードを持参**してください。原則として、届出・申請がなされた日に、新しい在留カードが交付されます。

・氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

結婚して姓や国籍・地域が変わった場合など、**氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは**、14日以内に**地方入国管理官署**で法務大臣に届け出てください。

* 氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字（正字）表記を併記することができます。その場合、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますのでご注意ください。

・在留カードの有効期間更新申請

永住者の方や、16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は、有効期間が満了する前に、**地方入国管理官署**で在留カードの有効期間の更新申請をしてください。

なお、永住者の方は有効期間が満了する2か月前から、16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は16歳の誕生日の6か月前から申請することができます。

・在留カードの再交付申請

在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損等をした場合には、**地方入国管理官署**に再交付を申請してください。

○ 在留カードの紛失、盗難又は滅失等をした場合には、その事実を知った日（海外で知ったときは再入国の日）から14日以内に再交付を申請してください。

（注）申請の際には、在留カードを持参する代わりに警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行される火災証明書等の疎明資料を持参してください。

○ 在留カードの著しい汚損又は毀損等が生じた場合には、できるだけ速やかに再交付を申請してください。

○ 在留カードに著しい汚損又は毀損等が生じていなくても、在留カードの交換を希望するときは、再交付の申請をすることができます。なお、この場合には手数料が必要です。

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされます

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」については、新しい在留管理制度の導入後、地方入国管理官署での手続や市区町村での住居地関係の手続においては、**一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持してください。**中長期在留者は、地方入国管理官署における新たな在留カードの交付を伴う各種届出・申請の際に、在留カードに切り替えていただくこととなるほか、地方入国管理官署で希望していただければ切り替えることができます。

施行日(2012年(平成24年)7月9日)の時点において外国人の方が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は次のようになります。(表1)

その期間が外国人登録証明書に記載されている次回確認申請期間よりも短い場合がありますのでご注意ください。

表1

在留資格	年齢	「在留カード」とみなされる期間
永住者	16歳以上の方	2015年(平成27年)7月8日まで
	16歳未満の方	2015年(平成27年)7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動 ※特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている者に限ります	16歳以上の方	在留期間の満了日又は2015年(平成27年)7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年(平成27年)7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の在留資格	16歳以上の方	在留期間の満了日
	16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで